

税理士懇話会 約款

第1条 (目的)

本約款は、株式会社 税務研究会（以下『当社』という。）が、税理士懇話会会員（以下『会員』という。）にサービスを提供するにあたり、基本的な事項を定めたものです。

第2条 (定義)

1. 本約款において、『会員』とは、税理士懇話会・資産税研究会・法人税務研究会に登録された税理士個人をいい、本約款に同意のうえ、当社が指定する手続きによって入会申込みを行い、当社がその申込みを承諾することにより、当社との間で会員契約を締結した方をいいます。
2. 本約款において、『サービス』とは、税理士懇話会で提供する事例照会制度・資料サービス・事例検討会の開催等の商品をいい、以下特に指定する場合を除き、税理士懇話会に含まれる全てのサービスを指します。

第3条 (約款の明示と改定)

1. 当社は、本約款の内容をホームページ等を利用し明示します。
2. 当社は、適宜本約款を変更することができるものとします。
3. 当社が本約款を改定する場合、適用日以前に、改定する事項をホームページ等を利用し告知します。

第4条 (サービス内容)

1. 事例照会
 - (1) 日本国内税法（地方税を除く）及び会社法（会計分野のみ）について、当社顧問が私見によりアドバイスを行うサービスです。税制に関する抽象的な質問には回答致しかねます。また、申告書・決算書・各種書式等の記載指導、チェック等も致しかねます。
 - (2) 資産税研究会会員は、資産税（相続税・贈与税・譲渡所得）についてのみ照会をすることができるものとし、法人税務研究会会員は、資産税以外の税法（地方税を除く）及び会社法（会計分野に限る）について照会をすることができるものとします。また、税理士懇話会会員は、資産税研究会と法人税務研究会のサービスを合わせたものとします。
 - (3) 原則、事例をお預かりした翌営業日から起算して3～5営業日程度で報告致します。ただし、本項(4)～(6)に該当する場合はその限りではありません。
 - (4) 一会員から同時期に複数件の事例が寄せられた場合、1週に1件程度の報告と致します。
 - (5) ひとつの照会文章のなかに、複数の案件が記載されている場合や、多岐にわたる税目について照会されている場合は、通常より報告までに時間を要します。
 - (6) 回答者の指名は原則受け付けます。ただし、回答者を指名される場合、報告までに通常より時間を要することになります。
 - (7) 同じ事例について複数の顧問による検討は原則受け付けません。また、再質問については、当初回答した顧問に再度検討を依頼することを前提としています。
2. その他
サービスの詳細については、会員に配布する「利用ガイド」の記載事項に準じます。

第5条 (サービスの提供・改廃)

1. サービスは、会員と当社との契約に基づくものであり、会員以外の第三者に利用させたことが発覚した場合は、違約金を請求することがあります。
2. サービス内容は、適宜見直しを行い、会員の承諾なく中止、変更、新設を行うことができるものとします。
3. サービス内容の変更等の事項についてホームページ等を利用し告知します。

第6条 (会員情報の管理責任)

1. 会員情報は、当社のプライバシーポリシーに従って管理致します。また、会員情報は、弊社で厳重に管理・保管し、当社が定める時期に適切な方法により廃棄処分します。
2. 会員は、ID及びパスワードなどを、第三者に使用・貸与・譲渡又は開示等を行ってはなりません。ID及びパスワードについて盗難又は第三者による不正使用の事実を知った場合、直

ちにその旨を当社にお知らせ下さい。

3. 前記2の報告前に、会員の過失によりパスワードなどが第三者に漏洩し損害が生じた場合であっても、会員が被る損害について、当社は一切の責任を負いません。また、ID及びパスワードが第三者に使用された場合、当社は当該IDを付与された会員が使用したものとみなします。

第7条 (資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、契約期間中であっても会員としての資格を喪失するものとします。また、喪失時に未払いの会費がある場合は、喪失後も当社に対する未払分の支払いを免れないものとします。

- (1) 当社から提供した情報を許可なく流用又は改ざんする行為があった場合
- (2) 当社サービスの運営を妨害する行為があった場合
- (3) 公序良俗に反する行為があった場合
- (4) 犯罪にあたる行為があった場合
- (5) 反社会勢力またはこれに準ずる者と当社が合理的に判断した場合
- (6) その他当社が会員として不適当と判断した場合

第8条 (継続及び退会)

1. 当社と会員の契約期間は1年間とします。
2. 契約期間満了月までに当社所定の方法による解約の申出がないときは、本約款その他の契約条件と同一の条件でさらに本サービスを1年継続し、以後も同様とします。
3. 契約期間の途中及び第7条違反による退会の場合、会費の返金はしません。

第9条 (知的財産権)

本サービスで提供する情報等に関する著作権等の知的財産権は、全て当社(当社以外の者の知的財産権が含まれる場合はその者)に留保されます。

契約者及び利用者は、当社の許可なく情報等の一部又は全部を無断で転載、改変若しくは要約して印刷物若しくは電子媒体に掲載すること、本サービスで得た情報を第三者に提供することはできません。

事例照会等、会員から当社に寄せられた文章等は、当社に到着した時点で全ての著作権等は当社に帰属することとし、会員は著作人格権を行使しないこととします。また、契約終了後であっても適用されるものとします。

第10条 (免責及び損害賠償)

1. 当社サービスにより取得した資料、情報等について、会員は自らの判断と責任によりその利用の採否・方法を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。会員が退会により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとします。
2. 会員が本規約及びその他法令等に違反する行為によって、当社に損害を与えた場合には、当社は該当会員に対してその損害賠償を請求できるものとします。
3. 本サービスに関し当社の故意又は重過失により当社が損害賠償責任を負う場合、会員が当社に本サービスの対価として支払った年会費を限度として賠償責任を負うものとします。

第11条 (準拠法及び裁判管轄について)

本規約は、日本法に準拠します。また、本件に関して訴訟等の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

この約款は、2022年4月1日から実施致します。

(2022年3月31日一部改訂)